

## 荒尾市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び荒尾市景観条例（平成25年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (10) 自動車等の収納の用途に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板

(規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
- (4) カラオケボックス
- (5) 屋上広告

(大規模行為の規模)

第4条 条例第2条第6号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第2条第6号イの規則で定める規模は、高さ13メートル（第2条第6号に規定する工作物にあつては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

3 条例第2条第6号ウの規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

4 条例第2条第6号エの規則で定める面積は、1,000平方メートルとし、同号エの規則で定める規模は、高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

5 条例第2条第6号オ及びカの規則で定める面積は、3,000平方メートルとし、同号オ及びカの規則で定める規模は、高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

6 条例第2条第6号キの規則で定める堆積の期間は90日とし、同号キの規則で定める規模は、高さ5メートル又は水平投影面積500平方メートルとする。

7 条例第2条第6号クの規則で定める期間は30日とし、同号クの規則で定める規模は、第1項及び第2項による規模とする。

(行為の届出)

第5条 条例第7条第4項に規定する届出の様式及び届出に関する必要な図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 景観形成重点地区における行為 景観形成重点地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)及び行為の種類に応じて別表第1に定める図書
  - (2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為(前号の行為を除く。) 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び行為の種類に応じて別表第2に定める図書
  - (3) 景観形成重点地区を除く景観計画区域における大規模行為(前号の行為を除く。) 大規模行為の(変更)届出書(様式第3号)及び行為の種類に応じて別表第3に定める図書
- 2 法第16条第2項及び条例第7条第3項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める届出書に、当該各号に定める図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。
- 3 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

(勧告をしない旨の通知)

第6条 市長は、法第16条第3項及び条例第7条第5項の規定による勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第7条 条例第8条の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 地方共同法人日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第8条 条例第9条第1項第1号ア及びイの規則で定める規模又は態様である行為は、別表第4区域等の欄に掲げる区域等の区分に応じ、同表行為の欄に掲げる行為とする。

- 2 条例第9条第1項第3号及び同条第2項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
  - (2) 水面下における行為
  - (3) 景観計画において景観形成重点地区又は特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決

定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

3 条例第9条第2項第1号の規則で定める規模は、別表第5区域等の欄に掲げる区域等の区分に応じ、同表行為の欄に掲げる規模とする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識)

第9条 法第21条第2項及び法第30条第2項の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定告示)

第9条の2 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び同項に規定する土地その他の物件を告示するものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を告示するものとする。

(景観形成住民団体の認定)

第10条 条例第16条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 活動の内容が良好な景観の形成に資すること。

(2) 活動の内容が一定期間において継続が可能であること。

(3) 活動の内容が他の住民等に対し不利益を与えるものでないこと。

(4) 次に掲げる事項を定めた規約を有すること。

ア 目的

イ 名称

ウ 活動地域

エ 活動の内容

オ 事務所の所在地

カ 構成員に関する事項

キ 役員の定数、任期及び職務に関する事項

ク 会議に関する事項

ケ 会計に関する事項

(条例第17条第1項の規則で定める面積)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民協定の認定)

第12条 条例第18条第3項に規定する景観形成住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

(1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。

(2) 建築物等の形態、意匠及び色彩の調和、敷地の緑化その他良好な景観の形成に関する事項が定められていること。

(3) 景観形成住民協定の有効期間が5年以上であること。

(景観形成住民協定の軽微な変更)

第13条 条例第19条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第17条第2項第4号及び第

5号に掲げる事項の変更その他市長が軽微と認める変更とする。

(荒尾市景観審議会の組織等)

第14条 荒尾市景観審議会(以下「審議会」という。)は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は4年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 審議会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、建設経済部土木課において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月31日から施行する。

別表第1（第5条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物又は工 作物の新築（新 設）、増築、改築、 移転若しくは撤 去、外観を変更す ることとなる修繕 若しくは模様 替え又は色彩の 変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置及び緑化計 画図（おおむね縮 尺100分の1以 上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 敷地内の建築物等及び既存建築 物等の位置 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 隣接する土地の建築物等の種類 カ 隣接する土地との高低差 キ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及 び本数 ク 張り芝等の位置及び面積 ケ 外構施設の位置、材料及び面積	
	(3) 立面図（おおむ ね縮尺50分の1 以上のもの）	ア 各面の方位及び寸法 イ 開口部、屋外設備、軒等の位置及 び形状 ウ 壁面及び屋根の材料及び色彩（マ ンセル値で記入すること。）	建築物等の移転、撤去、外観 を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩 の変更に係る届出にあって は、カラー写真に代えること ができる。
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計 画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が 分かるカラー写真とする。
2 開発行為、土地 の開墾、土石の採 取、鉱物の掘採そ の他土地の形質 の変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 現況図（おおむ ね縮尺1,000 分の1以上のも の）	ア 方位 イ 行為地及び付近の土地利用の現 況、地形及び標高 ウ 行為の区域 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 縦横断図の方向	
	(3) 計画図（おおむ ね縮尺1,000 分の1以上のも の）	ア 方位 イ 行為地の形状及び寸法 ウ 行為後の地形及び地盤高 エ 行為後の <sup>のり</sup> 法面、擁壁その他の構造 物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地利用計画及び緑化 計画 カ 行為中の遮へい物の位置、種類、	

		構造及び規模	
	(4) 縦横断面図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	(5) 構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		法面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	(6) 現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 木竹の伐採	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 伐採計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	ア 方位 イ 伐採区域 ウ 付近の土地利用の現況 エ 伐採する木竹の種類、面積及び高さ オ 隣接する道路の位置及び幅員	
	(3) 土地利用計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	ア 方位 イ 行為後の土地利用計画	
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置図（おおむね縮尺500分の1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 物件の堆積の位置、面積及び高さ エ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 オ 隣接する道路の位置及び幅員 カ 隣接する土地との高低差 キ 付近の土地利用の現況	
	(3) 現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

5 特定照明	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 敷地内の届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 エ 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 オ 外観照明を設置する位置、照射方法及び照射の種類	
	(3) 立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	ア 各面の方位及び寸法 イ 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 ウ 壁面及び屋根の材料 エ 照射位置、照射方法及び照明の種類	
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
6 広告物の設置又は外観の変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 エ 隣接する道路の位置及び幅員	
	(3) 広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したもの）	ア 広告物の形状、図柄、構造及び寸法 イ 広告物の設置状況	
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、この表に定める図面の縮尺が適当でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第2（第5条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び 附帯施設（広告塔 及び広告板を除 く。）の新築、増 築、改築、移転若 しくは撤去、外観 を変更すること となる修繕若し しくは模様替え又 は色彩の変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置及び緑化計 画図（おおむね縮 尺100分の1以 上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 敷地内の建築物等及び既存建築 物等の位置 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 隣接する土地の建築物等の種類 カ 隣接する土地との高低差 キ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及 び本数 ク 張り芝等の位置及び面積 ケ 外構施設の位置、材料及び面積	
	(3) 立面図（おおむ ね縮尺50分の1 以上のもの）	ア 各面の方位及び寸法 イ 開口部、屋外設備、軒等の位置及 び形状 ウ 壁面及び屋根の材料及び色彩（マ ンセル値で記入すること。）	建築物等の移転若しくは撤 去、外観を変更することとな る修繕若しくは模様替え又 は色彩の変更に係る届出に あつては、カラー写真に代え ることができる。
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計 画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が 分かるカラー写真とする。
2 広告塔及び広 告板の新築、増 築、改築、移転若 しくは撤去、外観 を変更すること となる修繕若し しくは模様替え又 は色彩の変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置図（おおむ ね縮尺100分の 1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 広告物の設置位置及び既存の建 築物等又は広告物の位置 エ 隣接する道路の位置及び幅員	
	(3) 広告物計画図 （おおむね縮尺5 0分の1以上のも ので、着色したも の）	ア 広告物の形状、図柄、構造及び寸 法 イ 広告物の設置状況	
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこ と。	行為地を含む付近の状況が 分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、この表に定める図面の縮尺が適当でない場合は、適切に表示される縮尺とすることが出来る。



別表第3（第5条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物、工作物、柵及び塀の新築（新設）、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕又は模様替え並びに色彩の変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置及び緑化計画図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 隣接する土地の建築物等の種類 カ 隣接する土地との高低差 キ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ク 張り芝等の位置及び面積 ケ 外構施設の位置、材料及び面積	
	(3) 立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	ア 各面の方位及び寸法 イ 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 ウ 壁面及び屋根の材料及び色彩（マンセル値で記入すること。）	建築物等の移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
2 開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	ア 方位 イ 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 ウ 行為の区域 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 縦横断図の方向	
	(3) 計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	ア 方位 イ 行為地の形状及び寸法 ウ 行為後の地形及び地盤高 エ 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地利用計画及び緑化計画	

		カ 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	(4) 縦横断図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	(5) 構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		法面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	(6) 現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置図（おおむね縮尺500分の1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 物件の堆積の位置、面積及び高さ エ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 オ 隣接する道路の位置及び幅員 カ 隣接する土地との高低差 キ 付近の土地利用の現況	
	(3) 現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 特定照明	(1) 位置図	ア 方位 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の位置	
	(2) 配置図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）	ア 方位 イ 敷地の形状及び寸法 ウ 敷地内の届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 エ 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 オ 外観照明を設置する位置、照射方法及び照射の種類	
	(3) 立面図（おおむね縮尺50分の1以上のもの）	ア 各面の方位及び寸法 イ 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 ウ 壁面及び屋根の材料 エ 照射位置、照射方法及び照明の種類	
	(4) 現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、この表に定める図面の縮尺が適当でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができるとができる。

別表第4（第8条関係）

区域等	行 為
景観形成重点地区 （万田坑周辺地区に限る。）	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以下かつ高さが10メートル以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が500平方メートル以下かつ高さが10メートル以下のもの (3) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「工作物の建設等」という。） ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが2メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが2メートルを超えるものを除く。） イ 第2条第2号から第11号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さととの合計の高さ）が10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さととの合計の高さ）が10メートルを超えるものを除く。） (4) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、その区域面積が1,000平方メートル以下のもの (5) 木竹の伐採で、伐採面積が1,000平方メートル以下のもの (6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更で、当該行為の行われる土地の面積が1,000平方メートル以下のもの (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下かつ水平投影面積が100平方メートル以下のもの イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積 ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積 (8) 夜間において公衆の観覧に供するため、建築物等（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明で、30日を超えて継続しないもの又は第1号及び第2号に規定する建築物若しくは第3号に規定する工作物の外観について行われるもの (9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更 ア 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの イ 貼紙、貼札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示をされないもの ウ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物で、表示面積が1平方メートル以下のもの

<p>景観形成重点地区 (三池炭鉱専用鉄道敷地区に限る。)</p>	<p>次に掲げる行為を除く行為</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(2) 第2条第1号から第11号までに規定する工作物の建設等</p> <p>(3) 開発行為</p> <p>(4) 広告物の設置又は外観の変更で、次に掲げるものに該当しないもの</p> <p>ア 熊本県屋外広告物条例第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの</p> <p>イ 貼紙、貼札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示をされないもの</p> <p>ウ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物で、表示面積が1平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 大規模行為</p>
<p>景観形成重点地区 (三池炭鉱専用鉄道敷沿線地区に限る。)</p>	<p>(1) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更</p> <p>ア 熊本県屋外広告物条例第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの</p> <p>イ 貼紙、貼札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示をされないもの</p> <p>ウ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物で、表示面積が1平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は条例第7条第1項第2号に掲げる行為のうち、大規模行為に該当しないもの</p>
<p>特定施設届出地区 (景観形成重点地区を除く。)</p>	<p>次に掲げる特定施設及び附帯施設に係る行為</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 次に掲げる工作物の建設等</p> <p>ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。)</p> <p>イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が5メートル以下のもの(増築又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が5メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。)</p> <p>エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの(増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)</p>

	<p>(4) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更</p> <p>ア 熊本県屋外広告物条例第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの</p> <p>イ 貼紙、貼札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示をされないもの</p> <p>ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの</p>
--	---

別表第5（第8条関係）

区域等	行 為
景観形成重点地区	<p>次に掲げる広告物の設置又は外観の変更</p> <p>(1) 熊本県屋外広告物条例第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの</p> <p>(2) 貼紙、貼札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示をされないもの</p> <p>(3) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物で、表示面積が1平方メートル以下のもの</p>
特定施設届出地区	<p>次に掲げる特定施設及び附帯施設に係る行為</p> <p>(1) 建築物の撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 次に掲げる工作物の撤去</p> <p>ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下のもの</p> <p>ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの</p> <p>エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>オ 第2条第12号に規定する工作物で、表示面積が1平方メートル以下のもの</p>

（表）

## 景観形成重点地区における行為の（変更）届出書

年 月 日

荒尾市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名 名称及び  
代表者氏名

印

電話番号

景観法第 16 条及び荒尾市景観条例第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	景観形成重点地区の名称		地区
2	行為の場所	荒尾市	
3	行為の期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
4	(1) 建築物	用途（ ）	
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
	(2) 工作物	種類又は用途（ ）	
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
	(3) 開発行為		
	(4) 木竹の伐採		
	(5) 土地の開墾又は土地の形質の変更		
	(6) 土石の採取又は鉱物の掘採		
	(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	(8) 特定照明		
(9) 広告物の設置又は外観の変更			
5	届出内容に係る照会先	住所（所在地） 氏名（名称及び担当者氏名）	TEL
6	その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等		※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

(裏)

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
	色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)		
	(2) 工作物	種類	高さ・延長・築造面積	構造	色彩
			高さ m 延長 m 築造面積 m <sup>2</sup>		(マンセル値)
	(3) 開発行為	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m	
	(4) 木竹の伐採	目的	樹種	高さ・伐採面積	本数
				高さ m 伐採面積 m <sup>2</sup>	本
	(5) 土地の開墾 又は土地の形 質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m	
	(6) 土石の採取 又は鉱物の掘 採	採取物の種類	土地の面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m	
	(7) 屋外におけ る土石、廃棄 物、再生資源そ 他の物件の 堆積	目的及び物件 の種類	高さ	物件の 水平投影面積	土地使用期間
			m	m <sup>2</sup>	年 月 日から 年 月 日まで
(8) 特定照明	外観について照明を行う 建築物又は工作物の高さ及び規模		照明方法		
	高さ	m			
(9) 広告物の設 置又は外観の 変更	種類	形状・寸法(広告面の高さ 及び面積)		色彩	
		高さ m 面積 m <sup>2</sup>	(マンセル値)		
8	景観形成上配慮 した事項				

- 備考
- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途(例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等)を記入すること。
  - 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物にあつては「高さ・延長・築造面積」欄に記入すること。
  - 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 8 ※欄は、記入しないこと。
  - 9 不要な文字は、抹消すること。
  - 10 この届出書には、行為の種類に応じて荒尾市景観条例施行規則別表第1に定める図書(行為の変更の届出にあつては同表に定める図書のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。



（表）

## 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書

年 月 日

荒尾市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名 }  
} 代表者氏名

印

電話番号

景観法第16条及び荒尾市景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	行為の場所	荒尾市		
2	行為の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
3	特定施設の 種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 ア 第1項第7号施設（ぱちんこ屋、まあじゃん屋、その他） イ 第1項第8号施設（ゲームセンター等） ウ 第6項第4号施設（モーテル、その他） (2) 給油取扱所 (3) 飲食店業を営むための施設（ ） (4) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（ ） (5) ホテル又は旅館業を営むための施設 (6) 広告塔又は広告板 (7) その他（ ）		
4	行為の種類	(1) 特定施設	ア 新築    イ 増築    ウ 改築    エ 移転    オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
		(2) 附帯施設	ア 新設    イ 増築    ウ 改築    エ 移転    オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
5	届出内容に係る照会先	住所（所在地） 氏名（名称及び担当者氏名） <span style="float: right;">TEL</span>		
6	その他の参考事項			
※	他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付 年 月 日	※ 勧告又は変更命令の年月日	

(裏)

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
		色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
	(2) その他の 施設	種類	高さ・面積・延長等	構造	色彩
			高さ m 面積 m <sup>2</sup> 延長 m		(マンセル値)
			高さ m 面積 m <sup>2</sup> 延長 m		(マンセル値)
			高さ m 面積 m <sup>2</sup> 延長 m		(マンセル値)
			高さ m 面積 m <sup>2</sup> 延長 m		(マンセル値)
	(3) 広告塔及 び広告板	種類	形状・寸法(広告面の 高さ及び面積)	色彩	
			高さ m 面積 m <sup>2</sup>	(マンセル値)	
8	景観形成上配 慮した事項				

- 備考
- 1 「特定施設の種類」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(3) 飲食店業を営むための施設及び(4) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設にあっては、その種類又は用途を記入すること。
  - 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
  - 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあっては「高さ・面積・延長等」欄に、広告塔及び広告板にあっては「形状・寸法（広告面の高さ及び面積）」欄に記入すること。
  - 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小ロタイル等）
  - 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し（例 淡いグリーン、濃い茶色等）、マンセル値も記入すること。
  - 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 9 ※欄は、記入しないこと。
  - 10 不要な文字は、抹消すること。
  - 11 この届出書には、行為の種類に応じて荒尾市景観条例施行規則別表第2に定める図書（行為の変更の届出にあっては同表に定める図書のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。

（表）

## 大規模行為の（変更）届出書

年 月 日

荒尾市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名 名称及び  
代表者氏名

印

電話番号

景観法第16条及び荒尾市景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所	荒尾市	
2 行為の期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
3 行為の種類	(1) 建築物	用途（ ）
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	(2) 工作物	種類又は用途（ ）
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	(3) 柵及び塀	種類（ ）
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 撤去 カ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	(4) 開発行為	
	(5) 土地の開墾又は土地の形質の変更	
	(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
(8) 特定照明		
4 届出内容に係る照会先	住所（所在地） 氏名（名称及び担当者氏名）	TEL
5 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

## (裏)

6 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
	色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)		
	(2) 工作物	種類	高さ及び敷地の用に 供する土地の面積	構造	色彩
			高さ m 面積 m <sup>2</sup>		(マンセル値)
			高さ m 面積 m <sup>2</sup>		(マンセル値)
	(3) 柵及び塀	高さ及び長さ		構造	色彩
		高さ m 長さ m			(マンセル値)
	(4) 開発行為	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m	
	(5) 土地の開墾 又は土地の形 質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m	
	(6) 土石の採取 又は鉱物の掘 採	採取物の種類	土地の面積	法面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m	
	(7) 屋外におけ る土石、廃棄 物、再生資源そ 他の物件の 堆積	目的及び物件 の種類	高さ	物件の 水平投影面積	土地使用期間
			m	m <sup>2</sup>	年 月 日から 年 月 日まで
	(8) 特定照明	外観について照明を行う 建築物又は工作物の高さ及び規模		照明方法	
		高さ m 延べ床又は築造面積	m <sup>2</sup>		
7	景観形成上配慮 した事項				

- 備考
- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途(例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等)を記入すること。
  - 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物にあつては「高さ及び敷地の用に供する土地の面積」欄に記入すること。
  - 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 8 ※欄は、記入しないこと。
  - 9 不要な文字は、抹消すること。
  - 10 この届出書には、行為の種類に応じて荒尾市景観条例施行規則別表第3に定める図書(行為の変更の届出にあつては同表に定める図書のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。